

法務省民二第799号

平成18年4月3日

法務局長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

一の申請情報によってする登記の申請について（依命通知）

非訟事件手続法による財産管理の報告及び計算に関する書類並びに財産目録の謄本又は株主表の抄本の交付に関する手数料の件の廃止等をする法務省令（平成18年法務省令第28号）により、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。）の一部が改正され、本年5月1日から施行されることとなりましたが、これに伴う標記の申請の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

- 1 同一の不動産について申請する二以上の登記が、不動産の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記及び土地の分筆の登記若しくは合筆の登記又は建物の分割の登記、建物の区分の登記若しくは建物の合併の登記であるときは、一の申請情報によって申請をすることができるものとされた（規則第35条第7号）。
- 2 規則第35条第7号の規定に基づき、地積に関する更正の登記及び分筆の登記を一の申請情報によってするときは、分筆の登記の申請において提供すべき地積測量図をもって、地積に関する更正の登記の申請において提供すべき地積測量図とすることができる。
- 3 1の登記の申請情報における登記の目的は、例えば、「地積更正、分筆の登記」、「建物床面積変更、建物分割の登記」とする。
- 4 1の登記の記録例は、別紙のとおりとする。

別紙

登記記録例（一の申請情報によって地積に関する更正の登記及び分筆の登記をする場合）

（甲 地）

【表題部】（土地の表示）		調製	余白	地図番号	余白
【不動産番号】	1234567890123				
【所在】	甲市乙町二丁目				
【①地番】	【②地目】	【③地積】 m ²	【原因及びその日付】	【登記の日付】	
5番	宅地	694.21	余白	余白	
5番1	余白	430.02	③錯誤 ①③5番1、5番2に分筆	平成17年1月13日	

（乙 地）

【表題部】（土地の表示）		調製	余白	地図番号	余白
【不動産番号】	1234567890123				
【所在】	甲市乙町二丁目				
【①地番】	【②地目】	【③地積】 m ²	【原因及びその日付】	【登記の日付】	
5番2	宅地	297.52	5番から分筆	平成17年1月13日	